

(様式例第11)

番号  
2024年10月1日

都道府県知事 殿

住 所 東松山市神明町1-15-10  
申請者  
氏 名 公益社団法人 東松山医師会  
代表理事 柏原秀行 印

東松山医師会病院の地域医療支援病院の業務報告について

標記について、医療法第12条の2の規定に基づき、令和5年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒 355-0021 埼玉県東松山市神明町1丁目15番10号
氏名	公益社団法人 東松山医師会 代表理事 柏原 秀行

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名称

東松山医師会病院

3 所在の場所

〒 355-0021 埼玉県東松山市神明町1丁目15番10号  
電話 (0493) 22 - 2822

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
床	床	床	46 床	156 床	202 床

## 5 施設の構造設備

施設名	東松山医師会病院 MRI、ヘリカルCT、骨密度測定装置、超音波画像診断装置、マンモグラフィ
集中治療室	病床数 6 床、モニター、人工呼吸器
化学検査室	生化学自動分析装置
細菌検査室	
病理検査室	
病理解剖室	寝台
研究室	医局、パソコン
講義室	室数 1 室          収容定員 50 人
図書室	室数 2 室          蔵書数 300 冊程度
救急用又は患者搬送用自動車	保有台数 1 台
医薬品情報管理室	専用室          床面積 11.22 m <sup>2</sup>

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

(様式例第12) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類及び救急医療の提供実績

1. 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院紹介率	69.4 %	算定期間	令和5年 4月 1日～ 令和6年 3月 31日
地域医療支援病院逆紹介率	75.2 %		
算出根拠	A : 紹介患者の数		5,570 人
	B : 初診患者の数		8,026 人
	C : 逆紹介患者の数		6,037 人

(注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

(様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
1	医師		常勤 非専従	週31.0h	
2	医師		常勤 非専従	週35.0h	
3	医師		常勤 非専従	週35.0h	
4	医師		常勤 非専従	週35.0h	
5	医師		常勤 非専従	週35.0h	
6	医師		常勤 非専従	週35.0h	
7	医師		常勤 非専従	週35.0h	
8	医師		常勤 非専従	週35.0h	
9	医師		常勤 非専従	週35.0h	
10	医師		非常勤 専従	週7.5h	
11	医師		非常勤 非専従	週7.0h	
12	医師		非常勤 専従	週4.5h	
13	医師		非常勤 専従	週7.5h	
14	医師		非常勤 非専従	週7.0h	
15	医師		非常勤 専従	週7.0h	
16	医師		非常勤 専従	週3.0h	

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	4 床
専用病床	8 床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

### 3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
救急処置室	57.64 m <sup>2</sup>	モニター、救急カート	可
I C U	36.27 m <sup>2</sup>	モニター、人工呼吸器	可

### 4 備考

救急病院認定（平成25年12月17発行定期第2553号：埼玉県医療整備課）  
小児初期救急（近隣市町村より施設提供等について委託されている）

（注）特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。  
既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

### 5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	654 人 ( 253 人)
上記以外の救急患者の数	2,958 人 ( 546 人)
合計	3,612 人 ( 799 人)

（注）それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

### 6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	1 台
---------------	-----

(様式例第14) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用(共同利用)のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

共同利用医療機関延べ数	2,954	医療機関
開設者と関係のない医療機関数	2,916	医療機関
病床利用率	1.46	%

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

すべての建物、設備及び機械器具

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

- ア 共同利用に関する規定の有無 有  
イ 利用医師等登録制度の担当者 氏名：総務課  
職 種：事務

(注) 共同利用に関する規定が有る場合には、当該規定の写しを添付すること。

#### 4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住 所	主たる診療科名	地域医療 支援病院 開設者との 経営上 の関係
赤沼医院		東松山市材木町20-8	内・皮	なし
旭山眼科		東松山市若松町2-1-15	眼	なし
新井クリニック		東松山市西本宿1859-1	胃・肛・皮・小	なし
石井 <sup>ハ</sup> インクリニック		東松山市小松原町7-7	麻・ペイン・外・内	なし
石田医院		川島町表405	内	なし
いちごクリニック		東松山市東平1889-1	内・小・胃・アレルギー	なし
いとう小児科		東松山市岩殿110-6	小	なし
岩崎内科胃腸科医院		東松山市箭弓町1-4-7	内・胃・消化・健診	なし
上野クリニック		東松山市松山町2-5-13	内・外・小・皮・胃	なし
上野医院		滑川町羽尾1077	内・外・循環器・漢方 内	なし
榎本耳鼻咽喉科		東松山市材木町2-29	耳・気	なし
笠原クリニック		東松山市毛塚910-1	内・小・外・皮・ 胃・循	なし
柏原内科医院		東松山市市ノ川343	内・小	なし
霞沢産婦人科医院		東松山市松葉町1-9-8	産・小	なし
横山内科循環器科医院		東松山市上野本132-6	内・心臓内・循環器	なし
樺沢内科医院		東松山市松山町1-1-10	内	なし
岸澤内科心療科医院		東松山市材木町16-13	内・外・小	なし
くぼた脳神経内科クリニック		東松山市高坂1171-3	脳神経内、内	なし
河野クリニック		東松山市沢口町8-6	内・整	なし
河野医院		東松山市松本町1-5-20	内・外・整・脳外・	なし
埼玉森林病院		滑川町和泉704	精・神・内・歯	なし
さいわい内科クリニック		東松山市幸町2-13	内・消	なし
さつき内科クリニック		小川町小川471-1	内	なし
シャローム病院		東松山市松山1496	内・外・胃・肛・	なし
白井医院		吉見町下細谷736	内	なし
須田医院		東松山市本町1-6-5	内・外	なし
高坂耳鼻咽喉科		東松山市西本宿1986	耳	なし
高橋内科胃腸科		東松山市御茶山町14-24	内・胃・小・リハ	なし
竹澤診療所		小川町靱負600-1	内・外・小・皮	なし
たなか内科・眼科クリニック		東松山市松葉町4-8-3	内・眼	なし
田端小児科		吉見町久米田616-8	小・内・循	なし

つかさクリニック		東松山市松風台 9-2	内・外・アレルギー	なし
辻保順医院		東松山市新郷 29-3	内・小	なし
時光医院		東松山市東平 1751-5	内・皮・アレルギー	なし
中川医院		東松山市柏崎 703-4	内・小	なし
中沢医院		東松山市本町 2-3-11	小・内・皮	なし
にこにこハート内科 クリニック		東松山市五領町2-33	内・心臓内・循環器・糖尿・代謝内科	なし
野崎クリニック		嵐山町千手堂 693	外・胃・肛・内・整	なし
鳩山第一クリニック		鳩山町松ヶ丘 3丁目 7-2	内・糖尿・小	なし
はねおの森クリニック		滑川町羽尾 4396-1	内・脳外	なし
ハロークリニック		東松山市大谷 1064	内・小・リハ	なし
東松山在宅診療所		東松山市神明町 2-16-15	内・整・精・ペ	なし
深谷耳鼻咽喉科クリニック		東松山市石橋 1816-9	耳鼻・頭頸部外・アレルギー	なし
福島内科		鳩山町楓ヶ丘 4-17-8	内・小・循・アレルギー	なし
ほしこどもおとなクリニック		東松山市上野本 1226-1	内・小	なし
松山クリニック		東松山市殿山町 30-5-2	循・消	なし
峯医院		東松山市材木町 8-5	産・外・小	なし
みやざき眼科		東松山市東平 932-3	眼	なし
むさし松山脳神経外科 クリニック		東松山市本町 1-7-22	脳神・内・リハ・放	なし
むらかみ眼科クリニック		川島町井草 74-1	眼	なし
村山クリニック		東松山市東平関根 2081	内・小	なし
めぐみ台クリニック		川島町吹塚 998-33	内・腎・胃・循・他	なし
森田クリニック		吉見町久米田 859-1	内・外・リハ	なし
八木内科クリニック		東松山市箭弓町 1-12-11	内・糖	なし
吉田産婦人科		東松山市御茶山町 1-5	産・内・小	なし
よしおか整形外科		東松山市松山 2612-1	整・リハ・リウマチ	なし
渡辺産婦人科		嵐山町菅谷 249-98	産・小・漢内・内・皮	なし

注 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数	198 床
--------------	-------



(様式例第15) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

## 1 研修の内容

・4月不眠症診療セミナー	41名	・10月東松山医療連携セミナー	90名
・5月東松山ネットワークミーティング	35名	・10月画像診断勉強会・症例検討会	22名
・6月東松山ネットワークミーティング	40名	・11月メンタルヘルス研修会	307名
・6月感染症対策研修会	345名	・12月東松山ネットワークセミナー	41名
・7月東松山ネットワークミーティング	54名	・1月心不全セミナー	46名
・8月東松山ネットワークミーティング	40名	・2月東松山ネットワークセミナー	53名
・9月東松山ネットワークミーティング	46名	・3月東松山ネットワークミーティング	57名

## 2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	14回
(2) (1) の合計研修者数	1,217人(内院外 232人)

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

(注) 2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

### 3 研修の体制

- ア 研修プログラムの有無 有
- イ 研修委員会設置の有無 有
- ウ 研修指導者

研修指導者氏名	職 種	診療科	役 職 等	臨床経験数	特 記 事 項
	医師	内科	院長	43 年	専門：循環器科
	医師	内科	センター長	46 年	専門：消化器科
	医師	内科		40 年	専門：循環器科

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

### 4 研修実施のための施設及び設備の概要

施 設 名	床 面 積	設 備 概 要
講義室	84.7 m <sup>2</sup>	プロジェクター 拡声装置 スクリーン

(様式例第16) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	院 長
管理担当者氏名	事務長

		保管場所	分 類 方 法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約		文書保管庫及びカルテ庫	年度区分、所管科名、保存期間を明示して保存
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	〃	〃
	救急医療の提供の実績	〃	〃
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	〃	〃
	閲覧実績	〃	〃
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	〃	〃

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(様式例第17) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	院 長
閲覧担当者氏名	医事課
閲覧の求めに応じる場所	研究室及びナースステーション、他電子カルテ端末にて
<p>閲覧の手続の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同指導に関する諸記録の閲覧については、電子カルテに予め設定された個人のログインIDとパスワードを用いてログインすることで閲覧する。(下記件数には含めず)</li> <li>・ その他の開示については申請手続きを以って閲覧する。(下記件数)</li> </ul> <p>※ 閲覧に当たっては、患者のプライバシーの保護、また書記録が散逸することがないように十分留意しながら閲覧に応じる。</p>	

前年度の総閲覧件数		16 件
閲 覧 者 別	医師	0 件
	歯科医師	0 件
	地方公共団体	0 件
	その他	16 件

(様式例第18) 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	4 回	
委員会における議論の概要		
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 紹介患者に対する医療の提供に関する事。</li><li>・ 共同利用の実施に関する事。</li><li>・ 救急医療の提供に関する事。</li><li>・ 地域の医療従事者に対する研修の実施に関する事。</li><li>・ その他地域医療支援に関する事。</li></ul>		

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

(様式例第19) 患者相談の実績

患者相談を行う場所	受付相談窓口・相談室・ その他（病棟内面談室）
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	ソーシャルワーカー 看護師（退院支援・調整担当） 医療安全対策室 担当者
患者相談件数	3,196 件
患者相談の概要	
1) 他機関からの転入院の調整 125件 2) 退院支援： 979件 ※療養生活の問題、経済的問題、保険・福祉制度の紹介、転院・入院の相談を含む 3) その他 外来では保険・福祉制度の紹介、在宅医の紹介等、適宜対応した	

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

(様式第 20)

その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類（任意）

1 病院の機能に関する第三者による評価

① 病院の機能に関する第三者による評価の有無	無
・ 評価を行った機関名、評価を受けた時期 日本医療機能評価機構 2005年12月認定、2011年5月更新、2016年11月認定切れ	

(注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

① 果たしている役割に関する情報発信の有無	有
・ ホームページ、パンフレット ＜掲載内容＞ 東松山医師会病院は、地域の医師により、地域の皆さまに開かれた病院です。入院、治療、検査など、高度医療が必要な場合は、かかりつけ医の紹介により、病院の医師とかかりつけ医が協力して治療にあたります。退院後は、再びかかりつけ医のフォローにより、一貫した治療が受けられます。 当院は、他の病院に見られる一般外来がありません。その理由は、会員である医師が診療所にて外来を担当するためです。ただし、かかりつけ医に診療を受けられない時間帯（かかりつけ医の休日、夜間）はいつでも医師会病院の外来受診ができる体制を整えております。 また、MRI、CT等の高度医療機器の共同利用に努めております。このように当院は、地域の医師と病院の医師が協力しあう、地域密着型の病院です。	

3 退院調整部門

① 退院調整部門の有無	有
入退院支援室と病診連携室にて連携しての体制としております。 職種としてはソーシャルワーカーと看護師が担当としております。	

4 地域連携を促進するための取組み

① 地域連携クリティカルパスの策定	無
当院が作成したものは無し、大学等のパスに基づく受入は有り。 ・ 策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 がん地域連携パス（受入用）、脳卒中地域連携パス（受入用） ・ 地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み 各拠点病院主催の研修会等に参加、院内において伝達講習	

公益社団法人 東松山医師会 東松山医師会病院  
共同利用規程

<目的>

第1条 東松山医師会病院(以下「本院」という。)は、東松山医師会 の会員医療機関に本院施設・設備を開放し、会員医療機関との機能分担により、患者に最適な医療を提供し、地域医療の充実を図ることを目的とする。

<共同利用の対象>

第2条 共同利用の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 外来・入院患者診療への参加
- (2) 手術への参加
- (3) 診断機器の利用
- (4) 研究施設の利用

<登録医療機関>

第3条 共同利用を希望する医療機関は、本院に登録することにより登録医療機関として、共同利用を実施することができる。

- 2 東松山医師会会員として入会時には自動的に登録医療機関となり、登録医療機関 として共同利用を実施することができる。
- 3 登録手続きについては、別に定める。

<登録医、報酬等>

第4条 第3条第1項の規程により登録された医療機関の医師を登録医という。

- 2 本院は、共同利用する登録医に対しては、その目的に鑑み報酬等は支給しない。
- 3 第2条に規程する共同利用を行う場合の手続きは、別に定める。
- 4 共同利用の実施により生じた事故等については、別途協議のうえ対応する。

<責任と決定権の明示>

第5条 診療行為及び医療機器等の使用は、病院長の許可のもと行うものとする。

- 2 当院の職員は院長決定のもと、上記の協力をするものとする。
- 3 上記以外については、個別に病院長が決定する。

<その他の利用について>

第6条 登録医療機関に勤務する医師は、図書室等 を利用することができるものとする。

<地域連携室>

第7条 共同利用を円滑に運営するため、本院内に「医療連携室」を設置する。

- 2 本院の地域連携室は、登録医等からの共同利用の申し込みについて、その受付・承認・連絡調整を行う。

<登録医の権限及び責務>

第8条 登録医は、患者に必要な投薬、検査、処置等の診療行為に指示は本院の担当医を介して行うものとする。

- 2 患者又は家族の説明は、担当医と協議して行うものとする。
- 3 登録医は、院内の諸規則を遵守する。

附 則 本規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。